論壇

事業承継税制の改正と実務運用の検討

座間英明
【葛飾】

Ⅰ　はじめに

中小企業にとって、会社を引き継ぎ、事業を継続させ、安定経営を図るためには、自社株式は売却するわけにはいかない財産である。この「自社株式」の評価額が高い場合、生前に譲渡しようとすると後継者に多額の取得資金が必要となり、また贈与すれば多額の贈与税が発生する。このように、中小企業の多くが自社株式を非上場で容易に換金できず、経営権を維持できないという問題(i)に対応して、平成20年に施行された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を受け、平成21年度の税制改正において、「非上場株式等に係る相続税（贈与税）の納税猶予の制度」が創設されたが、その使い勝手の悪さから平成20年の制度適用開始以来、申告件数は4年間で549件に留まっている(ii)。そこで平成25年度税制改正によりこの制度を使いやすくするための抜本的な見直しが行われた。そこで今後、利用を検討する企業が注意すべき事業承継税制の留意点について検討する。

Ⅱ　現行事業承継税制の概要と問題点

1．事業承継税制の概要

非上場株式等に係る相続税（贈与税）の納税猶予の概要は、円滑化法による経済産業大臣の認定を受ける非上場株式の後継者が、先代経営者の相続（贈与）に伴ってその会社の株式等を取得した場合は、5年間当該会社を経営するなどの一定の要件を満たしたときは、その経営承継相続人等が納付すべき相続税額（贈与税額）のうち、その発行済議決権株式等の3分の2に達するまでの部分に係る課税価格の80％相当額（贈与税は全額）は、その後継者の死亡の日まで、その納付を猶予する（後継者の死亡等により猶予税額を免除する）というものである(iii)。

2．従来の事業承継税制の問題点

従来から問題点として指摘が多かった「雇用維持要件」と「事前確認制度」を中心に検討する。

(1)　「雇用維持要件」

非上場株式の80％相当額の相続税額（贈与税については全額）が猶予されるので、非常にメリットが大きく思われがちだが、もし要件が満たされなくなった場合、猶予期限が確定し、猶予されている相続税（贈与税）の全部又は一部と利子税を併せて納付することになる。

非常に注意を要するのが、雇用維持要件である。申告期限から5年以内のいずれかの日で、相続税（贈与税）の申告期限の翌日から1年を経過するごとの日（第1種基準日）において、常時使用従業員の数が、相続開始時（贈与時）の80％を下回った場合、納税猶予の期限が確定することになる。

例えば、リーマンショックなどのような外的要因による経営悪化により雇用8割維持要件を下回った場合であっても、猶予期限が確定してしまう危険性がある。

(2)　「事前確認制度」

納税猶予制度は、経済産業大臣の「認定」を受けた中小企業のみを適用対象としているが、この「認定」を受ける為には、前もって経済産業大臣の「確認」が必要であった。

この「確認」とは、中小企業者の株式等について特定の後継者が取得する具体的な計画を有しているかどうかを経済産業大臣が前もって「確認」し、具体的な計画を有する中小企業者のみ納税猶予の対象とする、いわば事前審査のような役割を有していた。

したがって、経済産業大臣の「確認」を受けずして、先代経営者が亡くなった場合には、後継者（相続人）が相続税の申告に当たり、納税猶予の適用を受けたいと考えても適用できなかった。

Ⅲ　事業承継税制の改正点

前述した問題点を受けて、大幅な見直しが行われることになった。以下では今回改正となった主要な項目を整理する。

(1)　雇用維持要件の緩和

改正前は雇用の8割以上を「5年間毎年」維持する必要があったが、改正後は雇用の8割以上を「5年間平均」で評価することになる。これにより、景気悪化等の外的要因により8割を下回っても企業努力により改善が可能となる。**（相・贈）**

(2)　事前確認の廃止

今回の改正により事前確認を受けていなくても制度利用が可能となった。その結果、手続の負担が軽減された。（平成25年4月1日から事前確認廃止）**（相・贈）**

(3)　先代経営者の役員退任要件の緩和

現行、贈与税の納税猶予における贈与者（代表経営者）の要件のうち、「贈与時において認定会社の役員でないこと・無給」の要件について、改正後は、「贈与時において認定会社の代表権を有していないこと」とされ、代表者を退任すれば、引き続き有給役員として残留し先代経営者の信用力を活用出来ることとなる。**（贈）**

(4)　親族外承継の対象化

改正前は後継者は現経営者の親族に限定されていたが、改正後は親族に限らず、適任者を後継者にすることにより後継者の引受先が拡大される。**（相・贈）**

(5)　利子税の負担軽減

要件を満たせず納税猶予打ち切りの際の利子税率が引下げ（2・1％→0・9％）、また承継5年超で5年間の利子税を免除することにより負担が軽減される。**（相・贈）**

(6)　株券不発行会社も事業承継税制の適用可能

改正前は現物の株式が必要となり、コストがかかるとの問題が指摘されていたが、改正後は会社法に合わせ、一定の要件を満たす場合、株券を発行しなくても納税猶予を認めることとする。**（相・贈）**

(7)　債務控除方式の変更

現行は個人債務や葬式費用を株式の評価額から控除する為、猶予税額が少なく算出されてしまうことがあったが、改正後は株式以外の相続財産から控除することに見直され、株式の納税猶予をフル活用できるようになる。**（相）**

(8)　納税猶予税額の再計算の特例の創設

民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における株式等の価額に基づき再計算し、その再計算後の納税猶予税額について、納税猶予を継続する特例が創設された（当初の納税猶予税額との差額は免除）。**（相・贈）**

(9)　猶予税額に対する延納・物納の適用

雇用確保要件が満たされないために経済産業大臣の認定が取り消された場合における納税すべき猶予税額については延納又は物納の適用が可能となる。**（相）**

今回の事業承継税制の見直しについては、平成27年1月1日以後に相続または遺贈もしくは贈与により取得する非上場株式等に係る相続税または贈与税について適用される。

したがって、平成26年12月31日までに非上場株式等を取得した者については旧規定が適用されることになる。ただし、すでに事業承継税制を適用している者も含めて、選択により、改正後の新しい事業承継税制の適用を受ける事も可能となっている（改正措法附則86④、⑧、⑫）。この場合、経営承継受贈者等が所定の届出書を所轄税務署長に提出（改正措法附則86⑭）するとともに、経済産業大臣への届出手続きを行う必要がある(iv)。

Ⅳ　実務における留意点とまとめ

今回は「要件の緩和」「負担の軽減」「手続きの簡素化」という観点からの大幅な改正が行われ、従来に比べると非常に使いやすい制度となるのは間違いない。しかし、リスクが全く無くなった訳ではない。本制度は納税猶予の適用を受けた後、納税猶予税額の免除がされて完結するものであり、申告書を提出したからといって終わるものではなく、打ち切りリスクがゼロでない以上、継続的なリスク管理は行わなければならない。

事前確認が廃止されることで、今後は最初の段階となる相続開始後の経済産業大臣の認定申請の際に認定要件を満たさなくなる懸念も指摘されており、事前の綿密なシミュレーションが要求される。

中小企業庁によると、経済産業大臣の認定の書面審査には通常2ヶ月前後を要するといい、特に相続税の納税猶予の場合には、先代経営者の相続開始後8ヶ月以内に認定申請を行う必要がある(v)。本制度の趣旨が計画的な事業承継を行うことにあることを考えると、相続前から充分な時間の余裕を持って出来るだけ早い時期に後継者を決めて、制度適用可能かシミュレーションを実施し、「贈与税の納税猶予」の適用を含めて検討することが重要であろう。中小企業オーナーの相続対策を考える場合、今後は利用しやすくなった「事業承継税制」の適用が可能かどうかを必ず検討することになると思われるので、中小企業の内情を一番理解している税理士が積極的に本制度に関わることにより、利用件数が増加することを期待したい。

（注）

(i)税理士八木正宣　税理士事務所SBL「25年税制改正における事業承継に関わる改正ポイント」近代セールス2013・5月1日号

(ii)経済産業副大臣　近藤洋介「事業承継税制の見直しについて」　2012年11月では円滑化法に基づく認定件数（20・10～24・9）として相続税：381件　贈与税168件

(iii)田中治「事業承継税制の現状と評価」税研　2012年9月　36頁

(iv)週刊T&Amaster 2013年6月10日 第502号「事業承継税制の要件緩和と厳格化」

(v)「税務の動向」税務研修会　税務通信　3256号 2013年4月8日4頁

【参考文献】
中小企業庁財務課「中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル」2013年4月
松本好正　「相続税・贈与税　事業承継のための非上場株式等に係る納税猶予の実務と申告書の記載例」大蔵財務協会2010年9月
飯田聡一郎「事業承継税制は当然利用する制度へ変革したのか?」日税ジャーナル第8号　2013年・春号
http://www.tabisland.ne.jp/explain/zeisei_h25/zesh25_3_05.htm5　事業承継税制の適用要件の緩和
『平成25年度　ここが変わる！ことしの税制改正』監修：税理士　杉田宗久　／執筆：税理士　上西左大信